

# 第2次春日部市総合振興計画後期基本計画 策定方針

令和3年5月

# 目 次

1	策定の趣旨	1
2	後期基本計画の位置づけ	1
3	総合振興計画の構成・期間	2
	（1）基本構想	
	（2）基本計画	
	（3）実施計画	
4	策定の基本的な考え方	3
	（1）実現性の高い計画づくり	
	（2）重点を明確にした計画づくり	
	（3）時代の変化に適応した計画づくり	
	（4）市民と協働し職員参加による計画づくり	
	（5）わかりやすい計画づくり	
	（6）つたわるつたえる計画づくり	
	（7）国や他の地方公共団体の計画などを踏まえた計画づくり	
5	統合を検討する計画	4
	（1）国土強靱化地域計画	
	（2）人口ビジョンの改訂	
	（3）第2期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合	
6	後期基本計画の検討体制	4
	（1）春日部市総合振興計画審議会	
	（2）市民参加	
	1）まちづくり市民会議	
	2）市民アンケート調査	
	3）市民意見提出手続	
	（3）庁内体制	
	1）第2次春日部市総合振興計画策定本部会議	
	2）第2次春日部市総合振興計画策定本部会議専門部会	
7	策定手順	6
8	策定体制イメージ図	7

## 1 策定の趣旨

本市は、平成30年3月に策定した「基本構想及び基本計画」から構成する「第2次春日部市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）」を行政運営の指針として、長期的な視点に基づき、「つながるにぎわう すまいるシティ 春日部」の将来像の実現に向けたまちづくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

総合振興計画に基づく取組については、「前期基本計画」により着実な成果が見られる一方、人口減少・少子高齢化の進展、安心・安全に対する意識の向上、SDGsやデジタル化の推進、新型コロナウイルスに対応した新しい生活様式など、本市を取り巻く環境は、日々変化しています。

また、公共施設・都市インフラの更新時期の集中や、少子高齢化による社会保障関連経費の増大が予測されるなど、環境は厳しさを増すことが見込まれます。

このような状況の中、令和4年度をもって、「前期基本計画」の計画期間が満了することから、本市を取り巻く社会情勢などの環境変化に的確に対応し、平成30年度から令和9年度までの「総合振興計画」の基本構想における基本理念、将来像、まちづくりの枠組み及びまちづくりの基本目標を引き継ぎ、踏まえた上で、令和5年度から令和9年度までの「後期基本計画」を策定することから、策定の方針や策定体制などについて、基本的な方向性を定めるものです。

- ※「基本構想」（計画期間：平成30年度から令和9年度までの10年間）
- 「前期基本計画」（計画期間：平成30年度から令和4年度までの5年間）
- 「後期基本計画」（計画期間：令和5年度から令和9年度までの5年間）

## 2 後期基本計画の位置づけ

基本構想に掲げる本市の将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各分野の現状と課題を明らかにするとともに、各施策の方向性を示すものです。

基本計画の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年を「前期基本計画」、令和5年度から令和9年度までを「後期基本計画」とします。

後期基本計画の策定にあたっては、すでに10年間の計画について議決を得ている基本構想については、変更を加えず、引き継ぐものです。

### 【基本構想】

- ・まちづくりの理念：「市民が主役」、「まちの魅力を創る」、「共に未来へチャレンジする」
- ・まちの将来像：「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」
- ・まちづくりの枠組み：「土地利用の方針」、「土地利用構想」
- ・まちづくりの基本目標：7つの「まちづくりの基本目標」

後期基本計画は、こうした基本構想を踏まえた上で、「春日部市自治基本条例」に基づき、社会情勢の変化、本市の現状、市民意識の動向、前期基本計画の評価などを踏まえ、まちづくりの主な課題を整理するとともに、令和9年度までに基本構想で示したまちの将来像を実現するため、まちづくりの基本目標に基づいて、施策を体系的に整理し、方向性を定めるものです。

### 3 総合振興計画の構成・期間

#### (1) 基本構想

計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間です。本市のまちづくりの最も重要な基本姿勢として、まちづくりの理念、まちの将来像を示すとともに、まちづくりの枠組みとなる土地利用の方針や土地利用構想を明らかにし、まちづくりの基本目標を示しています。

#### (2) 基本計画

基本構想に掲げる本市の将来像を実現するため、施策体系に基づき、本市のまちづくりの各分野の現状と課題を明らかにするとともに、施策の展開を示すものです。

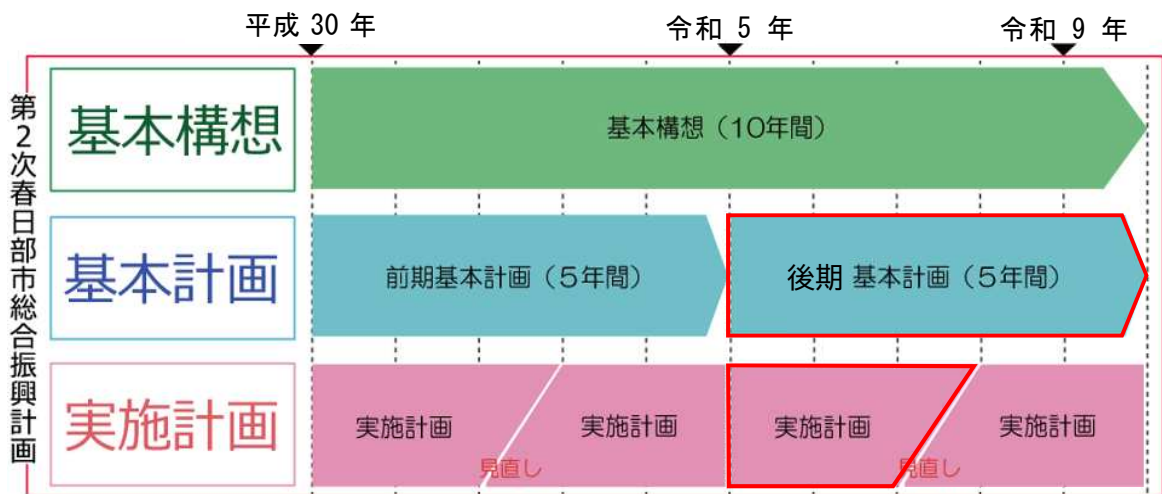
本市を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間は令和5年度から令和9年度の5年間を後期基本計画とします。

#### (3) 実施計画

基本計画に示された根幹となる事業の具体的な実施内容を明らかにするものであり、毎年度の経営方針として、予算編成、組織機構の編成、人事配置計画などに反映されます。

計画期間は5年間とし、財政状況や諸情勢を考慮しながら、原則毎年度行う進行管理を踏まえ、実施計画3年目に見直しを行います。

【 基本構想・基本計画・実施計画の期間 】



## 4 策定の基本的な考え方

### (1) 実現性の高い計画づくり

本市が直面する新たな課題や、想定される将来の人口減少などに対しても真正面から向き合い、未来には、たくさんの明るい「笑顔」が輝き、いきいきと暮らしている人々と魅力的なまちを行き交う多くの人で、活気にあふれていて、だれもが「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちとなるような計画づくりを行います。

また、国の動向や各種計画を踏まえ、多様化する市民ニーズ、厳しさを増す社会経済情勢の変化を的確に捉えるとともに、迅速かつ柔軟に対応することができる計画づくりを行います。

### (2) 重点を明確にした計画づくり

まちづくりの主要課題の解決に効果的な施策を戦略的・横断的に進めていくことができるように、優先的に取り組むべき施策・事業を明確にした計画づくりを行います。

また、計画の進行状況を的確に把握し、常に点検・見直しを行うことができるように、目的達成度を測るための成果指標（アウトカム指標）と目標値を設定し、計画の見える化に努めます。

### (3) 時代の変化に適応した計画づくり

SDGs やデジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化や新しい生活様式への対応、市役所新本庁舎への移転など、本市を取り巻く状況が大きく変わる中、将来を展望し、時代の変化に適応した計画づくりを行います。

### (4) 市民と協働し職員参加による計画づくり

基本構想における「まちづくりの理念」のとおり、まちづくりの主役は「市民」です。本計画の策定過程においても、春日部市自治基本条例の基本理念を鑑み、共に考え、共に協力し、共に行動して計画づくりを行います。

### (5) わかりやすい計画づくり

本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画であり、市民と共に考え、共に協力し、共に行動して課題の解決に努めていくため、市民と課題や目標を共有できるものとなるよう、幅広い世代にわかりやすい計画となるよう努めます。

### (6) つたわるつたえる計画づくり

紙媒体に加えデジタル技術を活用し、多くの市民に情報を伝えることができるよう努めます。

### (7) 国や他の地方公共団体の計画などを踏まえた計画づくり

広域的な視点から共通する課題を解決するため、国や他の地方公共団体と相互に連携・協力し、また、国や他の地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定します。

## 5 統合を検討する計画

### (1) 国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく、「国土強靱化地域計画」と一体的に策定していきます。

### (2) 人口ビジョンの改訂

昨今の社会情勢を反映し、後期基本計画を策定する上での基礎資料とするため改訂します。

### (3) 第2期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合

人口減少の克服や地域経済の活性化を図るため策定した第2期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に取り組むため、統合します。

## 6 後期基本計画の検討体制

### (1) 春日部市総合振興計画審議会

春日部市総合振興計画審議会は、春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）に基づき、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募に応じた者」の18人で組織されています。

審議会は、市長の諮問に応じて、市の総合振興計画に関する事項を調査審議し、本計画に関する答申を行います。

### (2) 市民参加

#### 1) まちづくり市民会議

市民と協働して計画の内容を検討・確認するために、市民会議を開催します。

#### 2) 中高生まちづくり会議

将来の本市を担う世代である中高生の夢や希望、市に対する思い、将来像などを把握するために、中高生まちづくり会議を開催します。

※会議の開催方法や参加者の募集方法等については、新型コロナウイルスの状況を考慮して、今後検討していきます。

#### 3) 市民アンケート調査

本市の現状及びまちづくりの課題を把握し、本計画の策定及び今後の市政運営に活用するため、市民の意識や行動についての調査を行います。

	市民意識調査	結婚・出産・子育て アンケート	転出者・転入者 アンケート
調査地域	春日部市全域		
実施予定時期	令和3年7～8月		令和3年7月～10月
調査対象	18歳以上の市民、 住民基本台帳による無作為抽出3,000人	18歳以上49歳以下の 市民、住民基本台帳による 無作為抽出2,000人	市民課等窓口での転出・転 入異動手続きをした者
調査方法	郵送による配布 郵送またはWEB回収	郵送による配布・回収	直接手渡し・回収箱または 郵送による回収

#### 4) 市民意見提出手続

市民の多様な意見を本計画の策定過程において、最大限に活用します。

#### (3) 庁内体制

##### 1) 第2次春日部市総合振興計画後期基本計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）

・本部長：総合政策部の所管に属する事務を担当する副市長

副本部長：本部長に充てる副市長以外の副市長

本部員：各部長

本計画の策定に関する調査審議等の総合的調整を行います。

##### 2) 第2次春日部市総合振興計画後期基本計画策定本部会議専門部会（以下「専門部会」という。）

・部会長・副部会長：指定する次長級職員、部会委員：分野ごとに指定する課長級職員

・専門部会：「子育て・教育」、「福祉・保健・医療」、「市民参加・文化・スポーツ」「環境・防災・生活」、「観光・産業・経済」「都市基盤」、「行財政」本部会議の補助機関として、本計画の策定に必要な事項を調査検討し、計画立案等の具体的な作業を行います。各専門部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができます。

## 7 策定手順

年度月	計画策定	庁内検討	審議会	市民参加	議会			
令和 3年度	4	策定方針の決定	策定体制設置					
	5	変化の把握 ・社会経済情勢 ・本市の現状 ・市民意識の動向 ・前期計画の評価 など 課題の整理 ・取組の検討 など 計画体系の整理 ・施策体系 など	本部会議 (策定方針)	審議会 (委嘱 策定方針)				
	6		専門部会 ・変化の把握 ・課題の整理 ・計画体系の整理	審議会 (進行管理)	市民会議 ・公募委員募集 ・委員登録 など	委員会報告 (策定方針)		
	7							
	8							
	9							委員会報告 (策定経過)
	10		専門部会 (体系骨子)	アンケート ・市民意識 ・結婚・出産・子育て ・転入・転出 市民会議 ・ヒアリング ・意見交換 ・検討・確認 など				
	11							
	12							
	1		体系骨子案	本部会議 (諮問・体系骨子)	審議会 (体系骨子 諮問)			
	2			専門部会 (計画骨子)			委員会報告 (策定経過)	
	3		本部会議 (計画骨子)					
	令和 4年度	4	計画骨子案		審議会 (計画骨子)			
5			専門部会 (計画素案)		委員会報告 (策定状況)			
6			本部会議 (計画素案)					
7		計画素案		審議会 (計画素案)				
8					委員会報告 (パブコメ実施) (策定状況)			
9								
10					市民意見提出手続 (パブコメ)			
11		修正原案	専門・本部会議 (修正原案)	審議会 (修正原案)		全員協議会 (計画原案)		
12			専門・本部会議 (成原案)	審議会 (成原案 答申)				
1		計画成案						
2						委員会報告 総合振興計画配布		
3		公表						
令和 5年度		4	第2次総合振興計画（後期基本計画）開始					



## 8 検討体制イメージ図

